

平成 25 年度第 1 回文京区特別職報酬等審議会の要旨

1 日時

平成 25 年 11 月 6 日（水） 午後 6 時から午後 8 時まで

2 会場

文京シビックセンター16 階 庁議室

3 出席者

【委員】

岩井隆委員、諸岡健至委員、雨宮由卓委員、齋藤修委員、二瓶紀子委員、春名正昭委員、藤村慎也委員、宮内秀一委員
(岡田伴子委員、吉川豊委員は欠席)

【事務局】

総務部長、総務課長、財政課長、職員課長

4 配付資料

文京区特別職報酬等審議会委員名簿

資料第 1 号	文京区特別職報酬等審議会条例
資料第 2 号	文京区特別職報酬等審議会の運営等について
資料第 3 号	文京区長及び副区長給与条例
資料第 4 号	文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
資料第 5 号	文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
資料第 6 号	特別職等の職務
資料第 7 号	文京区の財政状況
資料第 8 号	平成 25 年特別区人事委員会勧告の概要
資料第 9 号	勧告と報酬等の比較
資料第 10 号	文京区特別職報酬等月額推移
資料第 11 号	2 3 区職別年収比較表
参考資料	特別職の報酬等について 事務局案（別紙 1 及び 2 含む） 答申案について

5 会議の概要

(1) 委嘱式、区長挨拶

(2) 会長及び職務代理者の選任

審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、岩井委員を会長に選定

審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、岩井会長が諸岡委員を職務代理者として指名

(3) 審議会の運営等について

資料第 2 号

(4) 資料説明

資料第 3 号から資料第 6 号まで・・・総務課長説明

資料第 7 号・・・財政課長説明

資料第 8 号・・・職員課長説明

資料第 9 号から資料第 11 号まで・・・総務課長説明

(5) 主な質疑

委員 本審議会の所掌について、審議会条例第2条について説明をしてほしい。

事務局 条例第2条第1項では、特別職の報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、本審議会の意見を聴くものと規定し、同条第2項では、特別区人事委員会が給料表に関する勧告をした時は、本審議会の意見を聞かなければならないと規定している。本日は、第2項に基づき、集まっていたいただいており、ご審議いただき、答申として出してもらうことをお願いしている。

委員 資料第2号「文京区特別職報酬等審議会の運営等について」の位置づけを教えてください。

事務局 審議会の運営について、例年の審議形態を反映し、事務局で示したものになっている。

委員 本日の審議会については、区報に掲載されているのか。

事務局 審議会の開催日の決定と区報原稿の期限との関係から、掲載することができていない。区のHPには掲載している。

委員 区の財政についてだが、ここ数年経常収支は適正とされる水準（70%から80%の範囲内）を上回っている。理由は何か。

事務局 リーマンショック等による区税等の減収及び扶助費等が伸びたことが主な要因である。

委員 特別職の給与水準は、何を基準に定められているのか。例えば、国の指定職など、何かを基準に決められているのか。

事務局 何かの役職等に連動して決まっているというものではない。23区で見ても、各区統一されているものではなく、特例措置で更なる減額をしているところもある。過去の本審議会での議論と、それを尊重した条例改正の積み重ねの結果が、現状である。

委員 国家公務員の給与は、震災の関係もあり、2年間の減額措置を行っている。区はどうか。

事務局 特別区は、23区で共通のルールとなっている。東京都、特別区とも、様々な内部努力により既に給与の引き下げ等を行っている中、国に準じて引き下げることはしていない。

委員 一般職員の勧告について、公民較差のみが根拠になっているのか。

事務局 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事務所の従業員の給与との比較に基づくものである。

委員 給料と手当は、まとめて比較しているのか。

事務局 月例給と特別給でそれぞれ比較している。

委員 地域手当を廃止している区はどれだけあるのか。

事務局 文京区を含めて3区である。

委員 資料第11号は、各区で地域手当の状況が異なっているため、年収で比較した方が分か

りやすいとのことなのか。

事務局 そのとおりである。給料月額だけでみると、単純に比較することが難しくなっている。

委員 審議結果は区報に載るのか。載るとすれば、どのように掲載されるのか。結果について、報酬等がどのように変わったか、区民の方々が知れたほうが良いと思う。

事務局 HP及び区報に掲載する。区報については、毎年12月25日号に区の職員の給与の状況について掲載しており、その中で特別職の報酬等の額についても掲載する予定である。

(6) 事務局案の説明

参考資料 特別職の報酬等について・・・総務課長

委員 今年は、据え置きの方が良いと思う。財政状況は豊かであると私は考えていて、平均より下である状態から更に下げる必要はないのではないかと。

委員 私も、据え置きが良いと思う。過去の経緯を見ると、良い時も悪い時も据え置いてきた。昨年は下げたが、額があまり大きくない本年は下げる必要は無いと思う。あるいは、議員など、順位が低い役職だけ据え置く案もあるのではないかと。

委員 勧告通り下げたほうが良いと思う。第三者機関である人事委員会の勧告通りに下げれば、客観性がある。

委員 バランスが大切だと思う。区民は、他区との比較などはなかなかできない。区民が納得すれば、据え置きでも問題はないのでは。

委員 議員に対しては、今までも下げたほうが良いのでは、と言ってきた。区民感情から言えば、勧告通り下げたほうがよい。職員が下がって、特別職が下がらないのはどうか、という話もある。

委員 △0.14の勧告は、他区にも出ているのか。

事務局 23区長及び議長に対して、同じ勧告が出ている。なお、係長職以上、医療系の職員等を含め、一律に全ての職種、役職で△0.14の勧告となっているわけではない。

事務局 他区でも同じような審議会等を開催しており、その改定状況によって、更に順位は変わってくる。

委員 区は、245事業について、予算の使い方まで検証している。そのような努力があつて、結果として財政が豊かになっているのではないかと。区民感情という話があるが、文京区は待機児童対策等の福祉についても手厚い予算をつけてしっかり対応している。議員の年収比較を見て驚いた。少なくとも、23区の平均くらいはあつてもいいのでは、と思う。

委員 区民感情というが、一般職にプラスの勧告が出た場合は、特別職も上げるのか。過去、上がったときも据え置きにしてきた。そのあたりも考慮すべきである。

委員 やはり、一般職員との関係も踏まえて、△0.14の方がいいのでは。

委員 私も、第三者機関の勧告を重視し、下げたほうが良いと思う。

委員 今年下げるのも良いとは思いますが、今後、プラスの勧告が出た時には、特別職も上げていく、という点を意思統一しておいた方が良い。

会長 委員全体の意見としてまとめると、まず、本年は、△0.14の引き下げ案とする。その他の意見として、今後一般職にプラスの勧告が出た時には、特別職も上げていく、という方向性を答申に盛り込んでいく、ということではいかがか。

全員 異議なし

(6)-2 答申案について・・・総務課長

会長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆さんに送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

委員 異議なし

(6)-3 退職手当について・・・総務課長

※本審議会の審議事項では無いが、参考までに検討状況を説明

会長 最後に、今後の流れについて、事務局より説明願いたい。

事務局 先ほども申し上げた通り、近日中に、答申文案と本日の会議録要旨を郵送させていただきます、皆様に確認いただく。その後、会長より答申をいただき、条例改正手続きを進めてまいります。また、答申内容については、区報12月25日号及びホームページで周知する予定である。

会長 事務局の説明の手順で異論がないようなので、以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

—終了—